

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成26年4月24日(2014.4.24)

【公表番号】特表2012-513580(P2012-513580A)

【公表日】平成24年6月14日(2012.6.14)

【年通号数】公開・登録公報2012-023

【出願番号】特願2011-541196(P2011-541196)

【国際特許分類】

G 01 G 3/14 (2006.01)

G 01 G 21/30 (2006.01)

G 01 L 1/22 (2006.01)

【F I】

G 01 G 3/14

G 01 G 21/30

G 01 L 1/22 E

G 01 L 1/22 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年3月7日(2014.3.7)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項2

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項2】

長手軸(9)に沿って設けられる力伝達要素(1)、および引き続いて第一の接続ピース(16)の周りに設けられる第一のリング要素(5)、並びにこれと接続されるビーム(3)、およびこれに引き続く第二の接続ピース(13)とこれに設けられる第二のリング要素(6)、およびこれと接続される力導出要素(2)がワンピース式に形成されていることを特徴とする請求項1に記載のビーム。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項8

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項8】

力伝達要素(1)、接続ピース(13, 16)、リング要素(5, 6)およびビーム(3)が、高硬度かつ曲げに対し弾性的であり耐腐食性の特殊鋼からなるから成ることを特徴とする請求項1から7のいずれか一項に記載のロードセル。